令和4年3月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 03 分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 飯盛委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員 欠席者 なし

4. 会議出席職員

池田教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 楠田保育幼稚園課長 空閑生 涯学習課長 相原文化課長 西教育総務課副課長 松尾保育幼稚園課副課長 山下教育総 務課庶務係長

5. 傍聴者

なし

6. 教育長の報告事項

- ・今月は締めくくりのとき。令和2年の3月に全国一斉休校があってから2年間が経過している。
- ・「新しい生活様式」をつくろうということで、去年の 12 月くらいに少し収まり、ウィズコロナができるかと思ったが今年に入ってからのこの第6波で非常に数が増え、教育、保育の活動に大きく影響した。
- ・まだ感染の広がりはとどまることがなく、自宅待機をしながらまた感染してしまうということ が出てきてオミクロン株の感染しやすい状況が続いている。
- ・学校や園については学年閉鎖や学級閉鎖をしながらこの間を乗り越えてきた。小学校、中学校 の卒業式も無事終えることができた。園についても卒園式を無事終えている。
- ・子どもたちの一年の終わりの修了式も無事終えることができ、一時期の広がりは子どもたちに はないが、まだ感染者は出てきている状況。今後の状況を注視しなければならない。
- ・今年の第1回目の市議会の定例会も終わり、新年度の準備の時期。この時期は子どもたちもだが、私たちも別れと出会いがあり、改めて新年度に向けて今までの課題を整理して、新しくなったメンバーで課題解決に向けていかなければならないと思っている。
- ・1日、第2回市議会臨時会の開催。2月に市議会議員選挙があったため、新しい市議会の体制づくりのための臨時会。
- 2日、当初予算議会勉強会。
- ・3日、課長副課長会議、コロナ対策本部会議。
- ・7日、定例会の開会、子どもサポーター研修会の開催。
- 8日、市議会議案質疑。
- ・9日、社会人権同和教育推進協議会主催人権フォトコンテスト審査会。
- ・8、9日、県立高校一般入試。
- ·11 日、小城市立中学校、芦刈観瀾校卒業式。
- ・15 日、文教厚生常任委員会の開催。その後給食センター建設予定地、いわまつ保育園を視察。

- ・16日、晴田幼稚園、認定こども園三日月幼稚園の卒園式の開催。
- ・17 日から 24 日まで一般質問の開催。放課後児童クラブ、保育士、学校の状況などほぼコロナ 禍の中での方法や在り方、処遇改善等の話題があった。懸念事項である交通安全についての道 路事情等の質問、選挙等に関わる主権者教育についての学校の捉え方等があり、公民館支館等 の在り方や生涯学習についての教育の在り方また、タブレットの活用等のご質問があったため お答えしている。
- ・18 日、市内小学校卒業式の開催。
- ・24 日、小中学校修了式、辞任式の開催。
- ・25日、定例会の閉会。全議案可決、承認をされ新年度を迎えることができる。
- ・26 日、第64回佐賀県スポーツ推進委員研究大会の開催。公立保育園卒園式の開催。
- ・本日定例教育委員会。午後からは人権擁護審議会、いじめ問題専門委員会開催予定。
- ・明日、新給食センターの安全祈願祭、社会教育委員の会議。
- •31 日、退職辞令交付。
- ・4月1日から新年度がスタートし、教職員赴任式も予定されている。
- ・令和4年度については、6日始業式、11日小学校入学式、12日中学校・芦刈観瀾校入学式。

【意見・質問】

oC委員

市議会一般質問の中の、主権者教育についてご説明していただきたい。

o教育長

主権者教育については、今回の選挙も含めて、青少年の 18 歳から選挙権がある。その選挙で若い人たちが政治に参加するという意識を持つ、まちづくりに意識を持つところで、私は小中学校でどういう教育をされているかという、基本的なこと、具体的に言うと、中学校の生徒会活動、これは当然選挙等もあるので、立候補して選挙をして、生徒会自ら自主的な活動の中で取り組んでいくので、あれは1つの基本にと思い、紹介はさせていただいた。

そういう意味で、本来はまだ 18 歳ぐらいの方々とか、高校生に対しての政治参加というか、そ ういったことをご質問されたかったと思うが、義務教育の中での主権者教育ということで、話をさ せていただいた。

【結果】

承認

7. 議事

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について(公開)

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 38 号】

小城市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由は、申請様式の押印及び提出書類の見直しにより、規則を改正する必要があるため。 現行の第4条第3項のところで「学校等の管理者は、」というところでてん末書(様式第2号) を提出させなければならないとなっていた。しかし、てん末書とはミスや不始末を表すもので、利 用人数などは許可申請書で足りるということで、この様式を削除している。このことで改正後の第 5条では、学校施設定期利用団体登録申請書が第3号から第2号に繰り上がる改正をしている。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 39 号】

小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の5の規定に基づき、小城市立小学校及び中学校に学校運営協議会を設置するため、規則を定める必要があるため。

こちらについては、先月の教育委員会で3月議会上程議案として報酬条例を上げていた。今回は それに伴う規則を作成している。

規則の目的。第2条、目的としては、「協議会は、学校運営及び当該学校運営への必要な支援に 関して協議する機関として、小城市教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者 等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、小中学校と地域住民等との双方向の 信頼関係を深め、地域及び小中学校がその教育力を相互に高めることにより、子供たちの豊かな学 びと育ちの創造を目指すことを目的とする。」としている。

なお、この学校運営協議会を導入する学校は芦刈観瀾校。

【意見・質問】

oD委員

小城市内で学校運営協議会を設置しているのは、芦刈観瀾校だけか。ほか設置予定とかはないか。

o学校教育担当部長

まず、国のほうで法律が改正され、一般に言われるコミュニティスクールを努力義務とするということがそもそもの今回の目的。

今回、規則を制定し、まず、令和4年度に芦刈観瀾校に導入し、その後、様子を見て、今後の進め方については検討しようということで、まず、スタートが芦刈観瀾校というふうにご理解していただければと思う。

oC委員

私、以前に中学校の評議員ということで、年に二、三回、あとのメンバーの方はPTAの代表の方と議員さんとかいらっしゃる評議員会に出席していた。それのもうちょっと大規模的なことという意味で理解してよろしいか。

あと、芦刈観瀾校もそういう評議員会はあったのか。

o学校教育担当部長

今までは学校評議員は学校の経営方針に対して意見とか、そういうのをするということだったが、 このコミュニティスクールは同等の立場で学校に対してできるということが大きく変わっている。

学校運営協議会委員については、今までの評議員の方はもちろんだが、学識経験者等を入れることができて、学校のほうで推薦していただいた方を教育委員会のほうで承認して委嘱するという形を取るようになっている。

【結果】

承認

【議案第40号】

小城市立小中学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金 の保護者負担金の徴収に関する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 17 条第4項の規定により、保護者負担金を徴収するため規則を定める必要があるため。

保護者負担金については、現在、内規しかなかったため、今回、日本スポーツ振興センターから 規則で定めるように依頼があったため作成をしているところ。

【意見・質問】

∘D委員

今現在の内規によって100分の50の額を保護者の負担金として徴収をしているということか。

o教育総務課長

現在100分の50の額を徴収しており、今回このように規則として定めているもの。

oC委員

これはスポーツをしている子どもたちの保護者さんが負担するということか。

o教育総務課副課長

この掛金については、小城市内小中学校の子どもたち全員。主に通学や学校内でのけがによる保護者の負担の医療費分をこの保険で賄うという形。

o C 委員

給食費みたいにみんなが払うものか。

○教育総務課副課長

基本的には皆さんにお支払いいただいている。ただ、この規則にも書かれているとおり、生活保護を受けられている方、準要保護の方については免除をさせていただいている。

【結果】

承認

【議案第41号】

小城市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、令和3年4月1日から三日月幼稚園が認定こども園となり自園給食となったことから、規則を改正する必要があるため。

なお、運営委員会の委員の人数については、小城市学校給食センター条例に基づくもの。

現行では、第2条のところ、「委員 17 人」というところを、改正後では「委員 17 人以内」で組織するとしている。

また、現行第2条第2項第2号の「幼稚園長」としているところを改正後では「幼稚園の代表」 というところで改正をしている。

【意見・質問】

oE委員

変更点のうち、幼稚園の園長先生が代表に代わられたことについてはどのような理由か。

o保育幼稚園課長

幼稚園の園長が会計年度任用職員の園長で、勤務時間が 15 時半までの勤務となっている。この会議が行われるのが、大体 15 時半以降と聞いていたので、よろしかったら代表ということで変更していただければとお願いをしている。

oE委員

これまで園長先生が出てこられていたということか。

o保育幼稚園課長

今まで園長で、時間外を給付していた関係があったので、お願いしている。

oE委員

先生方はほぼほぼ給食を食べられていると思うので、どなたが出てこられてもご意見を持っての 参加になるとは思うが、例えば、ここに今後どんな方が参加をしていかれるような感じか。

o保育幼稚園課長

そちらは園のほうで決められると思うが、多分、教頭になるかと思う。

【結果】

承認

【議案第 42 号】

小城市保育園評議員運営規程を廃止する訓令

◇保育幼稚園課長が説明

提案理由としては、市の訓令として新たに制定したため、教育委員会訓令として定めている規程 を廃止するもの。

中身については報告事項のほうでご説明をさせていただきたいと思う。今あるものを廃止して、新たに市の訓令と改めるもの。

【結果】

承認

第2 報告事項

【報告第51号】

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、令和4年4月1日付で市長から市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する教職員に係る児童手当の認定に関する事務の委任を受けることに伴い、小城市教育委員会教育長事務委任規程を改正したので報告するもの。

改正後で第2条第1項第1号の次に第2号を追加している。

【結果】

了承

【報告第52号】

第3次小城市教育振興基本計画の策定について

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、第3次小城市教育振興基本計画を作成したため。

なお、令和4年1月20日から2月18日までパブリックコメントを行ったが、寄せられた意見等はなかった。

【意見・質問】

◦C委員

この基本計画の7ページだが、施策の取り組み方針の最後の行に「小中学校における義務教育9年間を通して、子ども一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育につなげ、」という文言があるが、「伸ばす」というのは教育に係る修飾語になる。確実に子どもの力を伸ばすとかじゃなくて、教育を伸ばすという意味か。

あともう一つ、(3)の施策の目標達成のための成果指標の学習状況調査正答率(学力)の直近値が令和 2年で 62.9%、目標値が令和 7年で 65%とあるが、これ 5年間で 2.1%上げることを目標とされているが、 1%というのは何点に当たるのか。

o学校教育担当部長

1つ目の文言のところだが、再度検討して、文言等を子どもの力とか資質とかというふうな言葉が入ったほうが分かりやすいのかなと感じるので、事務局のほうで最終的に検討させていただいて説明するということでよいか。

2つ目の正答率の1%が何点かというのは、ここではデータ等も持ち合わせていないので、お答えすることはできない。正答率ということでご理解いただければと思う。

oC委員

基本計画の 12 ページだが、施策 9 の歴史、文化・伝統芸能の継承と振興のところ。(2) の施策の取り組み方針のところに「小城市の歴史や文化を受け継ぎ、」というのがあるが、もちろん小城市の歴史を子どもたちに教える、また、伝承していくということが大切なことというのは分かる。しかし、これは小城市の基本計画なので、その内容が入っていないのかと思うが、ひいては佐賀県につながる大きな歴史の中の小城市のことなので、小城市の歴史ももちろん勉強しなきゃいけないが、同時に佐賀県の歴史も勉強したほうがいいのかと。

あと、今年は大隈重信没後 100 年の記念祭とかあるので、小城市を見て佐賀県の歴史も見るというほうに広げていったほうがいいのかなと考えた。

○文化課長

基本的にこの施策9の部分としては、小城市の文化課として進めていく事業を中心に目標や成果を定めている。もちろん佐賀県内のことも非常に重要だとは考えている。ただ、小城市に関わる部分として紹介していくということは今も今後もしていくことになるかとは思うが、具体的な目標とか成果として佐賀県内のという文言を入れるということは考えていなかった。

【結果】

了承

【報告第53号】

小城市公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画の策定について

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、学校教育施設の個別計画を策定したため。

こちらについても令和4年1月20日から2月18日までパブリックコメントを行ったが、寄せられた意見等はなかった。

【意見・質問】

oC委員

主に桜岡小学校、三日月中学校の2校はかなり年数がたっているが、予算もあるので、各施設の 修理等は必要なところはもちろんしていただきたいし、子どもたちが利用するに当たっての危険性 のないことを鑑みて改築とか修理とかをお願いしたい。

o教育総務課長

学校施設の整備については、財政状況も考慮しながら、適正な時期に改築を計画していきたい。

【結果】

了承

【報告第54号】

小城市保育所評議員運営規程の制定について

◇保育幼稚園課長が説明

教育委員会訓令を廃止し、市訓令として新たに制定したもので報告するもの。

第4条、役割だが、第1号が保育所の運営及び保育内容に関すること、第2号が保育所、家庭、 地域及び関係機関の連携に関すること、第3号がその他園長が必要と認めたことについて、意見を 求めたりすることとなっている。

全8条の条文となっている。

【結果】

了承

【報告第55号】

小城市民図書館・小城市立中林梧竹記念館・小城市立歴史資料館の特別開館について

◇文化課長が説明

報告理由は、市民の利用に供し利用促進につなげるため、裏面に記載のとおり開館するもの。 小城市民図書館・小城市立中林梧竹記念館・小城市立歴史資料館については、規則により、こど もの日、文化の日を除く祝日は休館日となっているが、祝日と土曜日、日曜日が重なる日については利用促進のため開館するもの。

令和4年度については、令和5年2月11日土曜日、建国記念日がその対象の日となる。

【意見・質問】

oE委員

毎年、土日に重なった場合にこういった特別の開館をするという決まりをつくられているのか。

o文化課長

各施設の規則で閉館に関することについては教育委員会の決定が必要となっているが、開館に関しては規程が今ない。通常どおりでいけば、祝日は休み、ただし、こどもの日、文化の日は開くというふうに規則になっているが、そうすると、例えば、土日とか、通常開いている日も祝日と重なれば、土日、せっかくの休みだが、来られない人がいるということになるので、重なったときは土日を優先して開けたいということで、ここの教育委員会の場で報告をしているところ。

oE委員

大もとのところの規則を祝日が土日に重なった場合は開館するとかということにすると、毎年報告をしなくてもいいのかなと思った。

o文化課長

こうすることがこの後もずっと続いていけば、規則の改定がふさわしいのかなとは考えている。 まだ、文言等の検討をしていなかったので、毎年教育委員会で報告をさせていただいていた。今後 参考にして規則の改定等が進められるようであれば、進めていきたいと思う。

【結果】

了承

8. その他

- (1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について
- ◇教育総務課庶務係長が説明
- ①能古島青少年育成協会「2022年夏「能古島自然教室」」後援申請。
- ② 芦刈の書家の中島和夫様の書作展「中島蘆舟書作展」後援申請。
- ③株式会社佐賀新聞社「錯覚のふしぎになんで?どうして?どがんなっとっと展」後援申請。
- ④華道家元池坊佐賀県連合支部「華道家元池坊佐賀県連合支部花展」後援申請。
- 以上、後援4件の後援承認。

【結果】

了承

- (2) 令和4年度定例教育委員会の日程(案) について
- ◇教育総務課長が説明

令和4年度定例教育委員会の日程については、さきにお配りしている表のとおりで現在の予定。 正式には定例の教育委員会の中で翌月の日程の確認を行うので、よろしくお願いしたい。

【結果】

	1	小
9		次回定例教育委員会開催日程及び場所
		◇定例会

【日 時】 4月28日(木) 午前9時30分~

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

10 議事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について (非公開) 【承認】

【議案第43号】

教育委員会事務局職員の人事異動について 【承認】

第2 報告事項

【報告第56号】

小城市外在住者の幼稚園就園許可について 【了承】

【報告第57号】

就学援助の認定について 【了承】

【報告第58号】

教育委員会事務局職員の復職について 【了承】

【報告第59号】

教育委員会事務局職員の休職について 【了承】

【報告第60号】

教育委員会事務局職員の育児休業について 【了承】